

# 定 款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ディレクトフォースと称する。

### (主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

### (目的)

第3条 当法人は、企業や行政等での優れたキャリアと経験を有する高齢の退職者を会員として組織し、会員相互の情報交換と研鑽を図るとともに、その人材、才能の活用を図る新たな機会を創出することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 会員の募集
2. 会員相互による研究会、講演会、親睦会の開催
3. 各種研究会・講演会等のイベントの企画、立案、開催
4. 会員が次の職務に就業するために必要な情報を会員及び企業等に提供すること
  - ア 企業の非常勤役員、監査役、顧問
  - イ 中小企業の経営者に対する経営や技術などの相談相手
  - ウ 企業、団体におけるテーマ、期限を限定した顧問等
  - エ 大学、研究機関の教授、講師
  - オ 講演会における講師
  - カ その他会員のキャリア、経験を活用できる職務
5. 有料及び無料の職業紹介事業
6. 書籍出版、ビデオの製作・販売等の事業
7. 以上の各号に関連する一切の業務

### (基金の総額)

第4条 当法人の基金の総額は金800万円とする。

### (公告の方法)

第5条 当法人の公告は、事務所の掲示板に掲示する。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第6条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第7条 基金の拠出者に返還する基金の総額については、定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って返還する。

## 第2章 社 員

(社員)

第8条 当法人の当初の社員は、次の通りとする。

東京都港区白金 6 丁目 13 番 23-404 号	水野勝
東京都世田谷区深沢 7 丁目 18 番 8 号	長富祐一郎
神奈川県横浜市金沢区片吹 12 番地 32	石河正樹
東京都世田谷区成城 6 丁目 19 番 2 号	小林昭生
東京都世田谷区奥沢 2 丁目 40 番 10 号	給田英哉
東京都町田市つくし野 2 丁目 28 番 16	棚橋泰
神奈川県鎌倉市梶原 3 丁目 20 番地 17 号	平尾光司
東京都港区赤坂 8 丁目 5 番 7 号	南部靖之
千葉県松戸市小金原 2 丁目 6 番地の 15	横井時久

1. 当法人に会員として登録した者で、理事全員の承認を得た者は、当法人の社員となることができる。
2. 社員は、代表理事宛てに退社届を提出することにより、いつでも退社することができる。但し、理事、監事たる社員が退社するときは、その3ヶ月前に代表理事に対し、書面により退社の予告をしなければならない。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した名簿を作成する。

## 第3章 社員総会

(社員総会)

第10条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年10月にこれを開催し、臨時総会は必要に応じて開催するものとする。

(召集)

第11条 社員総会は、代表理事がこれを招集するものとする。

(決議)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって、これを決する。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事又は社員がこれに代わる。

#### 第4章 理事及び監事

(理事会)

第14条 当法人に理事会を置く。

(理事及び監事)

第15条 当法人には、理事3名以上及び監事1名を置く。当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から社員総会において選任する。但し、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第16条 理事の任期は、就任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、就任後4年内の最終事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、最初の理事及び監事の任期は、就任後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

(代表理事)

第17条 当法人には、代表理事1名を置き、理事の互選によりこれを定める。代表理事は、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。

#### 第5章 計 算

(事業年度)

第18条 当法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。ただし、設立の初年度に限り、当法人成立の日から翌年の8月31日までとする。

## 第6章 解 散

(解散)

第19条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

1. 社員総会の決議
2. 社員が1人になったとき
3. 解散を命ずる判決

平成22年2月22日

この定款は原本に相違ないことを証明します。

一般社団法人ディレクターズ

代表理事 松村 洋

